

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改正後	改正前																																										
警察官に対する給貸与品に関する条例	警察官に対する給貸与品に関する条例																																										
<p>第一条 (略)</p> <p>(被服の支給)</p> <p>第二条 警察官に支給する被服(以下「支給品」という。)の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">員 数</th> <th style="text-align: center;">使用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>制服用ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二着</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一本</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、<u>冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬活動服又は合活動服</u>を支給しないことができる。</p> <p>3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には第一項の規定にかかわらず、<u>冬服、合服及び夏服ズボン</u>については二着、<u>夏服上衣及び制服用ワイシャツ</u>については<u>四着</u>、<u>ネクタイ</u>については二本とする。</p>	品 目	員 数	使用 期 間	(略)	(略)	(略)	<u>制服用ワイシャツ</u>	<u>二着</u>	<u>四月</u>	<u>ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第一条 (略)</p> <p>(被服の支給)</p> <p>第二条 警察官に支給する被服(以下「支給品」という。)の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">員 数</th> <th style="text-align: center;">使用 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>二着</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合ワイシャツ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一着</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一本</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一本</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>冬活動ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一本</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合活動ネクタイ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>一本</u></td> <td style="text-align: center;"><u>四月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、<u>冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬活動服、合活動服、冬活動ネクタイ又は合活動ネクタイ</u>を支給しないことができる。</p> <p>3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には第一項の規定にかかわらず、<u>冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカート</u>については二着、<u>夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツ</u>については<u>三着</u>、<u>冬ネクタイ及び合ネクタイ</u>については二本とする。</p>	品 目	員 数	使用 期 間	(略)	(略)	(略)	<u>冬ワイシャツ</u>	<u>二着</u>	<u>四月</u>	<u>合ワイシャツ</u>	<u>一着</u>	<u>四月</u>	<u>冬ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>	<u>合ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>	<u>冬活動ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>	<u>合活動ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>	(略)	(略)	(略)
品 目	員 数	使用 期 間																																									
(略)	(略)	(略)																																									
<u>制服用ワイシャツ</u>	<u>二着</u>	<u>四月</u>																																									
<u>ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>																																									
(略)	(略)	(略)																																									
品 目	員 数	使用 期 間																																									
(略)	(略)	(略)																																									
<u>冬ワイシャツ</u>	<u>二着</u>	<u>四月</u>																																									
<u>合ワイシャツ</u>	<u>一着</u>	<u>四月</u>																																									
<u>冬ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>																																									
<u>合ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>																																									
<u>冬活動ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>																																									
<u>合活動ネクタイ</u>	<u>一本</u>	<u>四月</u>																																									
(略)	(略)	(略)																																									

(装備品の貸与)

第三条 警察官に貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は次のとおりとし、その員数は各一（階級章及び識別章については、各三）とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。

階級章

識別章・警察手帳

手錠

警笛

警棒

拳銃

帯革

拳銃つりひも

第四条～第五条 （略）

(支給品又は貸与品の滅失又は毀損の場合の措置)

第六条 警察官が使用期間の終らない支給品又は貸与品の全部又は、一部を滅失し、又は毀損した場合には、その滅失し、若しくは毀損した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し、又はその滅失し、若しくは毀損した貸与品に代わる貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失又は毀損が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は、滅失し、又は毀損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに警察本部長の定める額を弁償しなければならない。

第七条 （略）

(装備品の貸与)

第三条 警察官に貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は次のとおりとし、その員数は各一（階級章及び識別章については、各三）とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。

階級章

識別章・警察手帳

手錠

警笛

警棒

けん銃

帯革

けん銃つりひも

第四条～第五条 （略）

(支給品又は貸与品の滅失又はき損の場合の措置)

第六条 警察官が使用期間の終らない支給品又は貸与品の全部又は、一部を滅失し、又はき損した場合には、その滅失し、若しくはき損した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し、又はその滅失し、若しくはき損した貸与品に代る貸与品を貸与するものとする。但し、その滅失又はき損が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は、滅失し、又はき損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに警察本部長の定める額を弁償しなければならない。

第七条 （略）